

⇩ 役員に対する歩合給

Q : 会社が、使用人と同じ支給基準で役員に歩合給を支給する場合は、損金算入できていましたが、税制改正後も変わりありませんか？

A : 今年の4月以降は、利益連動型給与としての要件を満たさない限り、損金算入できないこととなるでしょう。

【解説】

現行の法人税基本通達では、法人が役員に対して、固定給のほかに歩合給や能率給を支給した場合に、その支給基準が使用人に対するものと同様である場合は、定期の給与とするとされています。

しかし、平成18年度の税制改正では役員給与制度が大幅に改正され、これまでの役員報酬及び役員賞与に対する取扱いが根本から改められましたので、この歩合給等についての取扱いも、平成18年4月1日以後に開始する事業年度からは適用できないこととなると思われますので注意してください。

税制改正では、役員給与のうち損金算入が認められるのは、役員の職務執行前にあらかじめ支給時期や支給金額が定められていたものに基づくものに限られており、事前に支給額が決まっていない歩合給や能率給は、新法の規定にそぐわないことから、この通達は、現在、廃止の方向で検討が進められているとのことです。

なお、歩合給や能率給を今後も支給するという場合は、利益連動型給与の要件を満たすことができないか検討してみてください。

